

患者の生命短縮をめぐる議論において、カント主義は貫徹可能か ——有馬斉『死ぬ権利はあるか——安楽死、尊厳死、自殺幫助の是非と命の価値』へのコメント

由井 秀 樹
(公益財団法人医療科学研究所)

本稿は2019年9月22日の合評会でのコメントをもとに執筆しているが、当日の有馬氏による応答によって、私自身の理解が深まるとともに、さらなる疑問が生じた。そのため、本稿では、議論をさらに展開できる余地があると思われるところについては、当日の有馬氏による応答に対する応答を部分的に試みている。

1. はじめに

本書では、生命の短縮をめぐる倫理的な論点、議論について、広範に取り上げられ、それらについて非常に慎重かつ緻密な検討が展開されている。本書は、安楽死・尊厳死問題を論じるにあたって、非常に重要な仕事であることは間違いない。それを踏まえた上で、いくつかの点についてコメントする¹⁾。

コメントに移る前に、極々簡単に本書の構成を確認しておく。第Ⅰ部で生命の短縮の容認論が批判的に検討され(第1章で自己決定に訴える容認論、第2章で患者の利益に訴える容認論、第3章で医療費の高騰に訴える容認論)、第Ⅱ部で反対論／極限定的な容認論が検討される(第4章で社会的弱者への圧力に訴える反対論、第5章で生命の神聖さに訴える反対論、第6章でカント主義に基づく極限定的な容認論)。第6章が本書の核心部分であり、有馬はカント主義に基づき、人格、尊厳の喪失を根拠に、合理性を損なうほどに激しい痛みのあるケースや、不可逆的に知覚・意識を喪失しているケースに対して生命の短縮が許容できる、という議論を展開する。

本稿における私のコメントは、本書の全般に渡って気になった点を提示しているのだが、特に第5点目、6点目が本稿のタイトルにもあるように、果たして生命の短縮をめぐるカント主義を貫徹できるのか、という本書の核心部分に迫る内容になっている。

2. タイトル「死ぬ権利」について

精読する前に、ざっと全体的に目を通してみた際に、本

書では、「死ぬ権利」というよりも、医療者あるいは家族が病者等を「死なせる権利」について主に論じられているのではないか、という印象をもった。この点について、私のような読者が出てくることを想定したのであろう、よく読めば「まえがき」で説明が試みられていた(pp.11-12)。一部引用すると「個人には自分の考えで死に方や死ぬタイミングを自由に決めることができる、という言明がある程度以上実質的に有意義であるためには、周囲の人々の側にそれを見過ごしたり、手伝ったりすることが許されていなければならない。個人の権利の有無を問おうとするとき、必然、第三者のふるまいの是非も同時に議題に挙がってこなければならないのはこのためである。したがって、論述の見かけには反するようでも、本書の考察における根本的な問いが、あくまでも死ぬ側の個人のふるまいと選択の是非にある、と考えることは可能である」とある。

この説明に大卒では納得したのだが、しかし、「病者等が『死ぬ権利』と言ってしまった瞬間に、(患者の「利益」とバランスをとるにしても)自己決定の話に収束してしまわないだろうか、という疑問をもった。言い換えれば、自己決定能力がない(とみなされる)人——たとえば、①不可逆的に知覚・意識を消失している(とみなされる)人や、②認知症の人、あるいは③新生児、もしかしたら④「当人にとって苦痛が唯一の注意の対象であるほど大きく、合理的に思考することを不可能にする」状況にある人(p.505)——が議論の俎上から外れてしまわないだろうか。つまり、「論述の見かけ」だけでなく、実質的にも本人の「死ぬ権利」が問題にならない場面においても、「死ぬ権利」の話としてまとめてしまっていることにならないだろうか。

とくに事前の意思表示がない場合、①②で家族による代諾が動員されるのならば、もはや本人が自発的に死ぬ、のではなく、家族が本人を死なせる、という話にしかならないのではないかと。さらには、有馬自身は十分に承知していることだが、事前の意思表示があったとしても、それ自体も、今現在の表示できない意思と食い違っている

かもしれない。

したがって、「死ぬ権利」が問われている場面と、「死なせる権利」が問われている場面を、明示的に区別して論じていった方が、議論がより整理されたのではないだろうか。

合評会当日、私はこのようにコメントしたが、この点についての有馬の応答の一部を引用する。

ごく一般的なこととして、何事かをしたりしてもらったりすることについて、本人がそのことを希望しているかどうかによらず、それをしたりしてもらったりする権利を問うことはできるはずだ。たとえば新生児について虐待を受けない権利、予防接種を受ける権利、相続する権利の有無を問うことは全くおかしいとは思われない。実際、日本の法律上も人は出生の瞬間から多くの権利を付与される。新生児や重度の認知症患者について、安楽に死ぬ権利があるかどうかを議論することは、本人がそれをどこまで具体的に考えたり意欲したりできるかによらず、可能と思われた。そこで、本書のタイトルの下で新生児にとっての望ましい死にかたを議論することは実のところ不適當なこととは思われない。

これに関して、「死ぬ権利」は生得的な権利ではないと思われる。それは、死ぬこと自体がおそらくは究極の不利益の一つとして構成されていることによる。虐待を受けないこと、予防接種を受けること、財産を相続することは、基本的に利益を得る、あるいは不利益を受けない権利であるので、「死ぬ権利」という基本的には不利益を受ける権利とは本質的に異なるはずである。自己決定を前提にしない限り、不利益を受けることを権利として構成することは難しいのではないだろうか。

以上を踏まえると、「死ぬ権利」がいかなる場合に認められ得るか、ではなく、むしろ「死なさせられない権利?」「生命を短縮されない権利?」がいかなる場合に制限され得るのか、という問題設定にした方が、私のような読者には納得しやすかったかもしれない。

3. 知覚と意識が不可逆的に喪失している状態について (pp.218-223)

本書では「知覚と意識が不可逆的に喪失している状態」に対して、生命の短縮が許容される、とされる。しかし、有馬自身も認めているように、「知覚と意識が不可逆的に

喪失している状態」を臨床現場で十分な根拠をもって判断するのは極めて難しい。というよりも、実質不可能なのではないか(脳死は人の死か問題含め²⁾)。現実には、知覚と意識が喪失しているようにみえる人が、心肺停止してはじめて、結果として「知覚と意識が不可逆的に喪失している状態」だったと遡及的に規定されるに過ぎないのではないか。

臨床の場で、現時点の医学知識として確信をもって知覚と意識の不可逆的喪失が判断される条件があったとしても、それすらも本当に確実に知覚と意識の不可逆的喪失だといえるかどうかは疑問が残る。したがって、知覚と意識の不可逆的喪失の判断の不確実性からは逃れられないように思われる³⁾。生命の短縮は患者にとっては取り返しのつかないことなので、不確実性が伴わざるを得ない判断のもとで遂行するのは、正当化が困難だと考えられる。したがって、「知覚と意識が不可逆的に喪失している状態」を、主張の前提として採用するのは厳しいのではないだろうか。

4. 種差別への反論について (pp.438-441)

第5章の生命の神聖さを根拠とする反対論を検討するなかで、有馬は種差別を否定している。その議論のなかで、「猿の利益や権利を擁護するために緻密な議論を重ねるのは馬鹿げたことだと思うかもしれない。そのように思う人は、動物実験や工場畜産の実態についてすこし詳しく調べてみるとよいかもしれない……批判の背景にある動機にいくらか共感できるようになるだろう」(p.441)とあり、たしかに実験動物にも配慮が必要で、実施するならば必要最低限でなければならないだろう。

しかし、それを踏まえた上でも、種差別は容認せざるを得ないのではないだろうか(本書の結論にも、種差別の容認はさほど影響しないように思われる)。いくら必要最小限にしようとしても、いくら配慮しようとしても、動物実験をする限り、動物を実験対象にしているし、それを避けようとして、動物実験を経ずに人への臨床応用をすべきだとも思われない。あるいは、バイタリズム批判の例示にあるように(p.437)、多くの人は重篤な疾患を媒介するからという、正当防衛と位置づくような理由ではなく、たんに痒みという不快な感覚をもたらすという理由で蚊を殺しているし、重篤でなくとも細菌性の病気に罹患したら抗生物質を服用するが、こうした行動も種差別なのではないだろうか。したがって、種差別を否定することは結局、有馬自身が否定しているバイタリズム

の肯定になってしまわないのだろうか。

同様に、第6章で取り上げられ、擁護されている、カント主義者のヴェレマンの倫理学では、「人格以外の動物にもそれなりの内在的価値がある」ために、たとえば「猫自体にまず〔配慮を〕要求する資格がある」とはいうが、「猫は、人格がその合理的本性のゆえに備えているのと同じ価値を持つことはできない」とされる (p.469)。やはり配慮しているといえども、猫の価値を人格の価値の下位に置いていて、これは結局、種差別にならないのであろうか。

合評会当日、私はこのようにコメントし、それに対する有馬の応答で種差別が改めて否定された。以下に一部引用する。

種差別とは、種がちがうということだけを理由に、たとえば人間と、それ以外の種に属する動物とにたいする扱いを変えることが正当化できると考える立場のことを指す。ここでの問題は、種がちがうということ以外、扱いのちがいを正当化するための理由を挙げられない、という点にある。言い換えれば、私が人間の個体と蚊の個体をそれぞれ別のしかたで扱うとしても、この扱いのちがいを、人間と蚊とのあいだにあるそれ相応のちがいに訴えて正当化できれば、私の態度は種差別には当たらない。

そこで改めて蚊取り線香について考えてみよう。(以下では、自己決定と利益にのみ価値があるとする枠組みで考えるが、尊厳のみに価値があるとする枠組みでも同様の結論を導くことはもちろんできる。拙著の [21-5] 節「蚊取り線香、人種差別、正当防衛」を参照。) 蚊取り線香を焚くと、一方では、蚊を媒介とする病気にかかるリスクを避けることにある人間の利益を守ることができる。他方、蚊取り線香を焚かなければ、線香の煙で死ぬことにある蚊の不利益を避けることができる。前者の人間の利益を守ることのほうが、後者の蚊にとっての不利益を避けることよりも重大だと考えられるなら、蚊取り線香を焚くことは正当化可能だろう。実際、蚊という生き物の知覚や精神活動のありようを考えるなら、蚊にとっては死ぬことがそれほど大きな不利益であるとは考えにくい (このように書くと、なんとなくおこがましい感じがするかもしれないが、しかし、よく考えればやはりこのように考える他ないだろう)。

しかし、いかなる理屈をつけようとも、正当防衛が成

り立つわけでもなければ、ヒトと異なる種を殺すことは種差別になってしまわないのだろうか。人間と蚊には相応の違いがある、というのは、結局、種が違うから、という話に行き着かないか。あるいは、種が違うから、をもう少し丁寧に説明しただけではないか。さらにいえば、より巧妙に他の種を差別したり、搾取しているのではないか。

種差別を否定する根拠として、「人種差別や外国人差別が正当化できない以上、種差別だけを正当化できるとは思われない」(p.439) とあるが、たとえば内在的価値の有無 (多寡) で人種差別と種差別を線引できないだろうか。つまり、内在的価値のある (十分に存在) 存在の集団内での差別は許されないが、内在的価値のある (十分に存在) 存在が、内在的価値のない (少ない) 存在を差別することは制限を受けるにしてもやむを得ない、とせざるを得ないのではないだろうか。

5. 痛みが合理性を損なうほど著しい状態について

第6章の「痛みが患者の合理性を損なうほど著しく、またその状態から回復する見込みがない場合、命を縮める選択は患者の尊厳に対する冒瀆に当たらない」(p.489) という記述は、第2章の結論部の「容認論をつくるのであれば、(自己決定と患者の利益の) バランス型が最善というべきだろう。バランス型を採用するとすると、患者の死期を早めることは、患者が真に自律的に死にたいと希望しており、かつ、死んだほうが患者の利益になることがあきらかと思われる場合で正当化できることになる。この立場の妥当性をさらに追究することが、本書第Ⅱ部における論述の目的となる」(p.253)、という記述への回答だと理解した。しかし、合理性を失った状態の自己決定は自己決定として尊重してよいのだろうか。自己決定能力を喪失した状態での自己決定とはいえないのだろうか。そうだとすると、これはバランスをとった結果というよりも、痛み除去という、もっぱら患者の利益に照準した結果になっているのではないだろうか。

合評会当日、私はこのようにコメントしたが、有馬の意図は、応答に「筆者は、バランス型の立場にたつつもりは全くない。拙著の結論は、バランス型がまちがっている、という指摘にある」とあったように、バランス型のなかで容認可能な状態を探るのではなく、バランス型を否定した上での記述であった。たしかに、本書の随所にカント主義の議論は、自己決定や利益とは独立してい

ることが記されている。とはいえ、私が有馬の意図を汲み取れなかったのは、第I部で自己決定に訴える容認論（第1章）と、患者の利益に訴える容認論（第2章）が批評され、先程も引用したように、第2章の結論部分で「容認論をつくるのであれば、（自己決定と患者の利益の）バランス型が最善というべきだろう……この立場の妥当性をさらに追究することが、本書第II部における論述の目的となる」（p.253）と記されていたが、本書全体を通してバランス型に照準した批判がほとんど展開されていなかったことが一因だと考えられる（他の要因については後述）。つまり、有馬の意図が伝わりにくい構成、論述になっていた可能性を指摘できる。

この論点については私の誤解も含まれていたようであるが、それを踏まえた上でも、あるいは、それを解きほぐしていくなかで、議論をさらに展開させる余地がありそうである。二点あげよう。一点目について、有馬の応答を一部引用する。

筆者の立場にしたがって考えるなら、合理性を損なうほどの強い痛みで苦しむ患者を殺すことが正当化できるのは、そのような患者の死にたいという意向を尊重できることが良いことだからではない。また、そのような患者の痛みを除去できるのが良いことだからでもない。もちろんこれら二つの価値をバランスした結果の判断によるのでもない。そうではなく、むしろ、そのような患者はすでに尊厳を失っているとみなすことができるからに他ならない。

合理性を失った存在は尊厳を失っている、故に、生命の短縮が許容される、という理屈になっているが、尊厳の喪失と生命の短縮の許容は簡単に架橋できるわけではないだろう。ヴェレマンの議論にあるように、それなりに内在的価値のある猫をむやみに殺してはいけないのならば、尊厳を失ったとみなされるヒトにもそれなりの配慮が必要で、正当防衛が成立するような（現実的には、どうしようもない痛みで苦しんでいる人が他者の殺害を試みる、という状況はあり得ないが）、特段の事情がない限り、生命の短縮を試みてよいわけではないだろう。あるいは、種差別をめぐる議論で出てきたように、蚊を殺すのと同じレベルで、合理性を失ったヒトの生命の短縮が許容されるというのであれば、それこそ多くの人の「直観に反する」のではないだろうか。

また、本書の核心にあたる第6章の議論がこの理屈に基づいて展開されるのであれば、第5章でキリスト教倫

理の原則を批判する際に、「原則についてはさらに第三の批判があることを予想できる。原則が最終的に擁護できないように思われるのはこのためである。第三の批判は、キリスト教倫理の原則が、命の主体の利益にたいする著しい侵害を許すと思われる点を指摘する……表皮水疱症の患児（事例19）の生命であっても意図的・作為的に破壊することは決して容認できないとみなすだろう。その場合、患児はきわめて大きな痛みをしばらくのあいだ耐えなければならない……命の価値を守るために個人が耐えなければならないとされる肉体的な疼痛の大きさには、限度がない。この見方は多くの人にとって説得力のある見方ではないだろう」（pp.448-449）、といっているのではないだろうか。[どうしようもない痛みで耐えてまで生きさせることは患児の利益に反する]、というのではなく、[当該患児には尊厳がなく、そのような存在を生かすことは不当である]といわなければならないのではないだろうか。しかし、尊厳のない存在を生かすことが不当だ、という主張は、激しい痛みで耐えさせること以上に、「多くの人にとって説得力のある見方」ではないし、有馬もそのように考えているわけではないだろう。生かし続けることの不当さの理由が当該患児の利益以外に見いだせないのならば、「死にたいという本人の意向や利益とは独立で、またそれらに常に優先する価値があるというカント的な見方」（p.491）＝患者の利益とは独立に尊厳（合理性）の有無のみで生命の短縮の可否を判断している、あるいは、その判断の対象を決定している、とはいえないだろうし、第6章の議論でも患者の利益が念頭に置かれているように思われた（たとえば、「ヴェレマンは、患者の生が『生物学的生』にすぎない場合と、痛みが他のことを考えられないほど強い場合で、苦痛回避のための人格破壊とその幫助が許容できると述べている」（p.475）という記述で「苦痛回避」と述べていること。なお、「生物学的生」にすぎない状態は、カント主義的な見方では、そもそも人格とは認められない＝破壊しようにも人格が存在しないのではないか、という疑問も生じる）。

この点に関して付言すれば、上記に引用した部分の記述を通して、どうしようもない痛みで耐えさせることが患者の利益に反するので、痛みからの解放のために生命の短縮は許容される、と有馬自身も考えているであろうことが読み取れたので、有馬の意図に反し、私は第6章をバランス型の方途を探る議論として解釈した面もある。

二点目について、「痛み」と「合理性」をめぐる、議

論を詰める必要があると思われる。有馬は、患者の合理性を損なうほどの痛みを想定しているのだが、死を意図していても、していなくても、どうしようもない痛みからの解放を望むことは、それが本人の利益になるというのであれば、それ自体、結果として死が訪れようとも、合理的な思考に基づく判断といえるのではないだろうか。そうだとすると、そのような状態に置かれた人は、尊厳を有する合理的存在といえてしまうのではないだろうか。

6. ルールを定めることについて

知覚と意識が不可逆的に喪失している状態と、痛みが合理性を損なうほどに激しい場合に、生命の短縮が許容される、という本書の結論は、現実的な政策に応用する＝ルールとして採用するとなると、社会的弱者への圧力を理由に、「正当化できないことが考えうる」と評価される (p.506)。上記結論は、あくまでも「ひとりの人間の死にかたとして何が望ましいかの問題」に対する回答と位置づけられる (p.506)。しかし、そうであったとしても、それはある種の規範の生成にほかならないのではないだろうか。その規範が社会に共有されれば、必然的に社会的弱者への圧力が発生すると考えられる。社会的弱者への圧力がルールへの採用を困難にさせる根拠足り得るのならば、この規範も、同様の理由で、やはり正当化が困難になってしまうと考えられる。したがって、「(由井注：社会的弱者への) リスクを否定する理由はないと思われる」 (p.506) とするのではなく、社会的弱者への圧力に訴える批判を大枠で擁護しながらも、部分的に強力に反駁できない限り、本書の結論に十分な説得力をもたせることは難しいのではないだろうか。

また、「現実の政策的課題へ向けた議論の礎となる考えかたを準備し、提示すること」を「本書の重要な狙いのひとつ」と位置づけるのならば (p.48)、規範をルールに落とし込むための議論を厚くする、あるいは、ルールに落とし込む規範の生成を目指すという方途もあり得たのではないだろうか。

7. おわりに

以上みてきたように、生命の短縮を論じるにあたって、本書ではカント主義を貫徹しきれていない可能性がある。端的にいえば、①合理性を損なうほどの痛みに苛まれている人を生命短縮の対象と捉えるにあたり、患者の

利益が文脈上考慮されており、尊厳の有無のみで生命の短縮の是非が判断されていないのではないか (患者の利益と尊厳、そして、もしかしたら自己決定の二者ないし三者をバランスさせている、といえるのではないか)、②現状では社会的弱者への圧力を考慮すると、カント主義は正当化困難である、と思われることによる。

このような課題を感じたのだが、生命の短縮をカント主義的な観点から論じること自体には大きな意義があるといえよう。その立場を貫徹できるにせよ、できないにせよ、本書は生命の短縮をめぐる規範的な議論のさらなる発展に寄与することは間違いないだろう。その意味でも、本書から大いに学ばせてもらった一読者として、有馬自身のものも含め、今後、これに続く仕事が出てくることを非常に楽しみにしている。

注

- 1) 括弧内は本書の頁を示している。
- 2) たとえば、小松美彦『生権力の歴史——脳死・尊厳死・人間の尊厳をめぐる』青土社、2012年、などを参照。
- 3) この点は、医学知識を含む科学知識そのものの不確実性を念頭に置いてのコメントである。科学知識の不確実性については、藤垣裕子『専門知と公共性——科学技術社会論の構築へ向けて』東京大学出版会、2003年、などを参照。

